

第4章 へき地医療

へき地医療を担う医療従事者の養成等に努め、へき地診療所等の診療体制を確保するとともに、巡回診療や代診医派遣等によりへき地医療を支えるへき地医療拠点病院等の機能充実を図り、住民が生涯を通じて住み慣れた地域において、健康で安心して暮らせるよう、限られた医療資源の中でも状況の変化に対応できる、へき地での医療提供体制の一層の確保・充実に努めます。

第1節 現状と課題

1 へき地の現状

- へき地医療対策の対象地域の面積は、県土の約60%を占め、県人口の17%に当たる約23万人が生活しており、対象地域の拡大に伴い、対象人口も増加しています。
- 令和4年(2022年)現在、無医・準無医地区(注)は18地区、無歯科医・準無歯科医地区は24地区あり、近年横ばいで推移しています。

(注) 無医地区：医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点として、おおむね半径4kmの区域内に50人以上が居住している地区であって、かつ容易に医療機関を利用することのできない地区。

準無医地区：無医地区には該当しないが、無医地区に準じた医療の確保が必要な地区と各都道府県知事が判断し、厚生労働大臣に協議し適当と認めた地区。

※「無歯科医地区」、「準無歯科医地区」は「医療機関」を「歯科医療機関」と読み替える。

- 対象地域の中には21の有人離島があり、とりわけ救急医療の確保が課題となっています。

表1 へき地の人口

(単位：人、%)

区分	H27(a)	R2(b)	(c)=(b)-(a)	増減率(c/a)
へき地	194,483	234,592	40,109	20.6%
うち離島	3,540	2,755	△ 785	△22.2%
県全体	1,404,729	1,342,059	△ 62,670	△ 4.5%

資料：「国勢調査」総務省

表2 無医地区・準無医地区数等の推移

(単位：地区)

区分	H21	H26	R1	R4
無医地区	8	7	8	8
準無医地区	6	8	10	10
無歯科医地区	21	19	12	15
準無歯科医地区	4	5	13	9

資料：「無医地区等及び無歯科医地区等調査」厚生労働省

2 へき地の医療体制

(1) へき地診療所・へき地病院

- 県内には、へき地に所在する市町立の診療所が38箇所、公的病院が11箇所あり、へき地の住民への医療提供に欠かせないものとなっています。
- へき地診療所は、常勤医師が勤務しているものと、医師派遣により運営されているものがありますが、近年、診療所によっては常勤医師が不在になるなど、医師確保が課題となっています。
- 人口減少が進む中、地域の実情も踏まえながら、へき地診療所や病院の連携体制を構築するなど、効率的な医療提供体制の検討も必要です。
- 有人離島においても医療提供体制の充実を図るため、オンライン診療その他の遠隔医療の導入促進が必要です。

(2) へき地医療を担う医療従事者

- へき地医療に従事する医師・歯科医師・薬剤師・看護職員等の医療従事者の継続的な確保は厳しい状況にあります。
- 全都道府県が共同して設立した自治医科大学において、へき地で勤務する医師の養成を行っており、卒業後、一定期間、へき地診療所やへき地にある自治体立病院等に派遣していますが、派遣可能人数が限られており、市町からの派遣要望に十分に答えることができない状況にあります。
- このため、県内の過疎地域病院で一定期間勤務することを返還免除要件とする医師修学資金制度を設け、へき地で勤務する医師の確保に努めています。
- へき地診療所に常駐する医師は、1人で診療を担っていることから、研修機会の確保や、病気等による休暇取得などが可能となるよう、へき地医療拠点病院からの代診医派遣制度を充実させる必要があります。
- へき地の医療機関においては、プライマリ・ケアを行う、いわゆる「総合医」が求められており、専門医制度において、基本領域の一つとして位置付けられている「総合診療専門医」の養成・確保を行っていくことが必要です。

3 へき地医療を支援する体制

(1) へき地医療支援機構

- 県にへき地医療支援機構を設置し、県立総合医療センターへき地医療支援部と連携しながら、へき地医療の調査・分析や、へき地医療拠点病院による医師派遣の調整等に取り組んでいます。

(2) へき地医療拠点病院

- へき地医療拠点病院は県内に7箇所指定されており、巡回診療・代診医派遣等により、へき地医療を支えています。

- へき地医療拠点病院の支援体制については病院ごとに取組に差があり、支援ニーズに十分応えることができていない状況にあるため、へき地医療拠点病院の機能強化を図っていく必要があります。

表3 へき地医療拠点病院の状況（令和4年度実績）

医療圏	指定病院名	巡回診療		医師派遣		代診医派遣	
		実施無医地区等数	支援延べ日数	支援診療所数	支援延べ日数	支援診療所数	支援延べ日数
岩国	岩国医療センター	2	25	1	24	-	-
柳井	周東総合病院	-	-	2	91	-	-
周南	光総合病院	-	-	1	50	-	-
	徳山中央病院	-	-	1	125	-	-
山口・防府	県立総合医療センター	2	73.5	3	133.5	4	20
下関	下関市立市民病院	1	12	1	24	-	-
萩	萩市民病院	-	-	-	-	2	28

(3) へき地医療協力医療機関

- へき地診療所への医師派遣や無医地区等に対する巡回診療を行う7つの民間医療機関をへき地医療協力医療機関として認定しており、今後もこうした多様な担い手による支援体制の強化を図っていく必要があります。

表4 へき地医療協力医療機関の状況

医療機関名	所在市町	令和5年度の支援内容
医療法人社団 河郷診療所	岩国市	周東中田診療所 隔週1日
医療法人 川口医院	周防大島町	情島 隔週1日
医療法人光輝会 光輝病院	平生町	八島診療所 隔週1日
		祝島診療所 週2日
医療法人博愛会 山口博愛病院	防府市	野島診療所 週2日
医療法人 丘病院	山口市	佐々並診療所 週3日
医療法人社団若草会 木本クリニック	下関市	島戸診療所 週1日
社会医療法人松涛会 安岡病院	下関市	蓋井島 週1日

※令和5年(2023年)8月現在

第2節 目指すべき方向と関係者の連携体制

1 目指すべき方向（取組事項）

へき地医療の確保・充実に向け、次のような体制確保に取り組みます。

(1) へき地の医療提供体制の確保

<取組事項>

- ① へき地医療を担う医療従事者の養成・確保
- ② 安心してへき地で勤務するためのキャリア形成支援、勤務環境の整備
- ③ 効率的で持続可能な医療提供体制の構築

(2) へき地医療を支援する体制の確保

<取組事項>

- ① へき地医療拠点病院によるへき地への支援機能の充実
- ② へき地医療拠点病院、協力医療機関の連携・協働による支援体制の充実
- ③ 情報通信技術(ICT)等による支援体制の充実

2 関係者の連携体制の構築

- 目指すべき体制の構築に向け、関係者が担うべき役割を踏まえ取組を進めます。関係者に求められる事項については、200頁に整理・記載しています。
- へき地医療の提供体制については、次のような役割分担を踏まえ、へき地医療支援機構の総合調整の下、へき地医療拠点病院等による二次保健医療圏内の無医地区等への支援を基本としながら、圏域を越えた広域的な支援にも対応できるよう、関係機関相互の連携体制を構築します。

■ 県の役割

- ・ へき地医療支援機構を設置し、へき地診療所への医師派遣や代診医派遣等の要請に対する総合調整を行うとともに、本計画に基づく諸施策を推進します。
- ・ へき地医療支援機構と地域医療支援センターとの一層の連携を図り、自治医科大学卒業医師及び医師修学資金貸与者の勤務先の調整を円滑に行います。
- ・ 修学資金貸与者をはじめとする医学生や看護学生等に、へき地医療への理解を深める機会を提供します。
- ・ 市町のへき地診療所の整備や運営について支援を行います。
- ・ 市町と連携し、無医地区等における巡回診療のあり方等について、地域の実情にも配慮しながら、検討・見直しを行います。
- ・ 市町境や県境を越えた医師派遣等に係る連携について検討を行います。

《へき地医療支援機構の所管事業》

- ① へき地医療拠点病院に対する医師派遣の要請に関すること
- ② へき地医療拠点病院における医師・歯科医師等の派遣登録業務及び当該人材のへき地診療所等への派遣業務に係る指導・調整に関すること
- ③ へき地医療従事者に対する研修計画・プログラムの作成に関すること
- ④ 総合的な診療支援事業の企画・調整に関すること
- ⑤ へき地医療拠点病院の活動評価に関すること
- ⑥ へき地医療拠点病院における巡回診療の実施に関すること
- ⑦ ドクタープール機能に関すること
- ⑧ へき地で勤務する医師のキャリアパスの構築に関すること
- ⑨ へき地における地域医療の分析に関すること
- ⑩ 就職の紹介あっせん、就職相談、その他就職に関する情報提供（「ドクターバンクやまぐち」）に関すること
- ⑪ その他へき地保健医療の確保に必要な事項に関すること

※②③④⑥⑧⑨⑪については、特に県立総合医療センターへき地医療支援部との連携を必要とする項目

■へき地を有する市町の役割

- ・ 本計画を踏まえ、地域医療を守るための施策を推進するとともに、地域の実情に即した健康診査や健康相談・健康教室の実施、保健師による訪問指導等の実施に努めます。
- ・ へき地診療所やへき地病院を設置する市町においては、医師等の意向を踏まえ、へき地勤務医等の生活環境・勤務環境の整備に努めます。
- ・ 県やへき地医療拠点病院と連携し、へき地診療所のグループ制導入や集約化など、持続可能なへき地医療体制の構築に向けた検討を行います。
- ・ 無医地区等の状況を把握するとともに、県やへき地医療拠点病院と連携し、受診手段や医療提供体制の確保に努めます。
- ・ ドクターヘリの運航に必要なランデブーポイントの確保や、ランデブーポイントまでの搬送訓練、住民に対する救命講習等の実施など、救急体制の確保に努めます。
- ・ 有人離島を有する市町においては、救急艇の確保等による搬送体制の整備に努めます。

■へき地医療関係者の役割

- ・ へき地医療の担い手として、へき地医療提供体制の確保・充実に努めます。
- ・ 総合診療専門研修プログラムの連携施設として、へき地で勤務しながらキャリア形成ができるよう、指導医等の充実に努めます。
- ・ へき地医療拠点病院においては、自治医科大学卒業医師や総合診療専門医など、へき地を支援する人材の県内定着の受け皿の機能を確保するよう努めます。
- ・ へき地医療拠点病院においては、オンライン診療その他の遠隔医療等、情報通信技術（ICT）を活用したへき地支援に努めます。

～「目指すべき方向」の具体的イメージ～

□地域における医療機関相互の連携体制のイメージ

住民に必要な医療提供体制を維持していくためには、効率的で持続可能な医療提供体制が必要であり、次のような形態が考えられます。

「ブロック制」のイメージ

複数の診療所をグループ化し、常勤医師不在の診療所での診療や相互の代診等を行う。



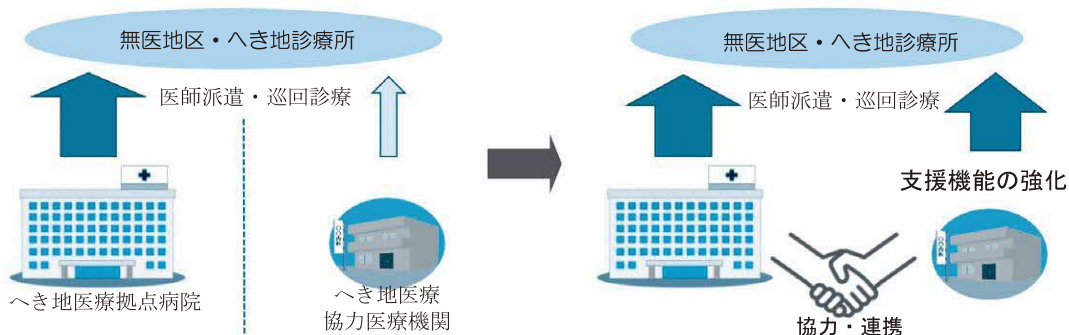
「集約化」のイメージ

診療所に配置している常勤医師を地域の中核病院に集約し、中核病院から出張診療所化した診療所に交替で医師を派遣する。



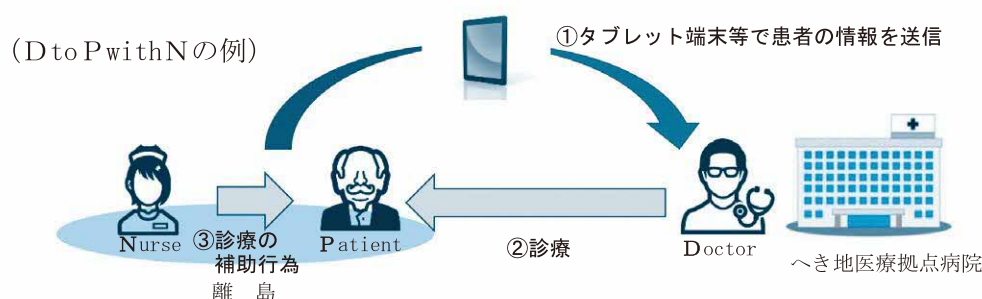
□へき地医療拠点病院・協力医療機関の連携・協働による支援体制のイメージ

へき地医療を支援するへき地医療拠点病院とへき地医療協力医療機関が連携することにより、へき地への支援機能が強化されることが考えられます。



□情報通信技術（ICT）を活用した遠隔診療のイメージ

受診者数の変化に応じた効率的な診療のため、また、離島など無医地区等への医師の移動負担を軽減するため、次のような遠隔診療の活用が考えられます。



第3節 施策

1 へき地の医療提供体制の確保

(1) へき地医療を担う医療従事者の養成・確保

【自治医科大学卒業医師】

- へき地医療機関の医師を確保するため、自治医科大学においてへき地医療を担う医師の養成を図ります。
- 義務年限終了後の卒業医師が、引き続き県内で勤務することができるよう、へき地勤務時からのキャリア形成支援の充実や、公的医療機関等における勤務先の確保などを通じ、県内定着を促進します。

【医師修学資金】

- 医師修学資金貸付制度により、県内の公的医療機関等に勤務する医師の養成を図ります。特に、へき地で勤務する医師については、過疎地域病院での勤務を返還免除要件とする貸付枠により計画的に養成します。

【ドクターバンク】

- 山口県医師無料職業紹介事業「ドクターバンクやまぐち」により、へき地の医療機関に勤務する医師の確保に努めます。

【ドクタープール】

- 医師確保が困難なへき地医療機関の支援のため、義務年限終了後の自治医科大学卒業医師等を県職員として採用し派遣するドクタープール制度の活用を進めます。

【薬剤師奨学金返還補助制度】

- 県内に就職する薬剤師を対象とした奨学金返還補助制度により、へき地の急性期等の病院や薬局に勤務する薬剤師の確保を図ります。

【看護師等修学資金】

- 返還免除規定のある看護師等修学資金貸付制度により、看護職員の県内就業・定着を図り、へき地に勤務する看護職員の確保を図ります。

【へき地医療への動機付け】

- へき地医療の魅力等をPRするため、へき地医療に関する情報発信に努めます。
- 医師を目指す高校生を対象としたセミナー等を通じ、へき地をはじめとする県内医療を自らが担う意識の啓発に努めます。
- 「地域医療セミナー」等を通じ、自治医科大学と山口大学の医学生との交流を図るとともに、へき地医療を志す医学生・看護学生等のへき地医療への理解促進に努めます。

- へき地勤務の魅力を多くの臨床研修医に伝えるため、臨床研修制度の中でへき地医療機関での研修機会の確保に努めます。

(2) 安心してへき地で勤務するためのキャリア形成支援、勤務環境の整備

【キャリア形成支援】

- へき地で勤務する医師や看護師等のキャリア形成について、相談・支援できるサポート体制の確保に努めます。

【総合医の育成】

- 県内の研修プログラム基幹施設と連携し、「総合診療専門医」の養成に努めます。
- へき地医療機関と連携し、へき地で勤務しながら総合診療専門医を取得できる環境づくりや、総合診療専門医の県内定着の促進に努めます。

【勤務環境の整備】

- へき地病院の常勤医師の長期療養や出産等に対応できるよう、へき地医療拠点病院による支援の拡大について、関係者との連携により取組を進めます。

(3) 効率的で持続可能な医療提供体制の構築

【へき地診療所の運営支援】

- 医師確保が困難なへき地診療所では、医療圏ごとの事情を勘案しながら、へき地医療拠点病院や市町の連携などによるブロック制や集約化など、効率的で持続可能な医療提供体制に努めます。
- 自治医科大学卒業医師や医師修学資金貸与者、ドクタープール医師を効率的に配置・派遣し、へき地の医療体制の維持に努めます。
- へき地診療所の施設・設備の整備及び運営に対する支援を行います。

【無医地区等への巡回診療等】

- へき地医療拠点病院による無医地区等への巡回診療の実施に対する支援を行います。

【救急搬送体制】

- ドクターヘリの円滑な運航に向け、市町の協力の下、ランデブーポイントの確保や、消防機関と医療機関との連携強化など、搬送体制の充実を図ります。

【無歯科医地区等への対策】

- へき地歯科診療所の運営や巡回歯科診療等の実施に対する支援を行うとともに、へき地も含めた、本県の歯科医療を担うことが期待される、臨床研修歯科医等の若手歯科医師の確保に取り組めます。

- 県や県歯科医師会、へき地医療拠点病院、へき地歯科診療所等の関係機関が連携し、巡回歯科健診・診療体制の構築を図ります。

2 へき地医療を支援する体制の確保

(1) へき地医療拠点病院によるへき地への支援機能の充実

- 関係機関との連携の下、へき地医療拠点病院によるへき地診療所等への支援体制の充実を図ります。

(2) へき地医療拠点病院、協力医療機関の連携・協働による支援体制の充実

- へき地医療協力医療機関に対する表彰制度等により、へき地支援活動の気運を醸成し、へき地医療協力医療機関の拡大に努めます。
- へき地医療拠点病院とへき地医療協力医療機関との役割分担や連携・協働を進め、へき地医療支援体制の充実に努めます。

(3) 情報通信技術（ICT）等による支援体制の充実

- 有人離島をはじめとするへき地の救急医療体制の確保や、受診者数の変化に応じた効率的な診療などのため、遠隔診療や、クラウド型電子カルテの導入など、情報通信技術（ICT）を活用し、へき地医療を支援する体制の充実に努めます。
- 遠隔診療等を行う際、薬局からのオンライン服薬指導などの検討を行い、へき地における医薬品等の供給体制の確保に努めます。

第4節 数値目標

へき地医療に係る数値目標を以下のとおり設定します。

指 標	現 状	目標数値
総合診療専門研修プログラム専攻医数(累計)	28人 (R5年度)	46人 (R11年度)
へき地医療拠点病院の中で巡回診療・医師派遣・代診医派遣の年間実績が合算で12回以上の医療機関の割合	100% (R4年度)	100% (R10年度)

図1 山口県のへき地医療の現状

□…へき地(過疎地域持続的発展特別措置法・離島振興法・山村振興法の指定地域)

■H…へき地医療拠点病院(7)

○…へき地診療所(常勤[週4日以上])(12)

○…へき地診療所(その他)(26)

■H…へき地病院(11)

△…巡回診療(6)

○…無医地区(8)

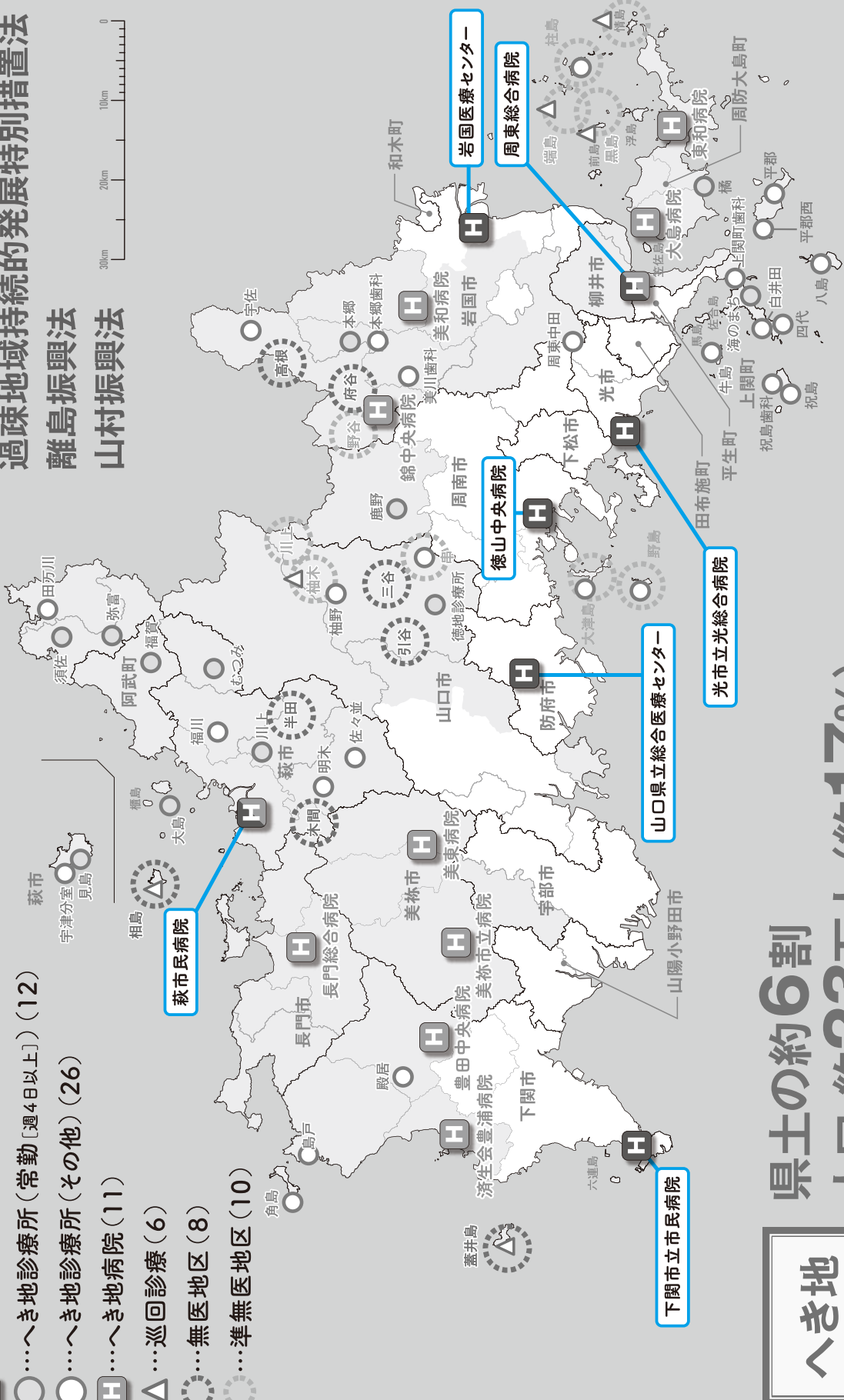
○…準無医地区(10)

過疎3法

過疎地域持続的発展特別措置法

離島振興法

山村振興法



へき地
 県士の約6割
 人口約23万人(約17%)

令和5年7月現在

表5 へき地医療対策の対象地域（令和5年7月現在）

○ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、離島振興法、山村振興法に基づく各指定地域、無医・準無医地区等

医療圏	市町名	合併前旧市町村名	法律適用状況			無医地区等		へき地診療所の設置
			過疎	山村	離島	無医	準無医	
岩国	岩国市	岩国市	○	○	○		○	○
		本郷町	○	○				○
		周東町	○	○				○
		錦川町	○	○		○	○	○
		美和町	○	○				○
柳井	柳井市	柳井市	○		○			○
		大島町	○					
	田布施町	田布施町			○			
	平生町	平生町			○			
	周防大島町	久賀町	○		○			
大島町		○		○		○		
東和町		○		○			○	
上関町	上関町	○		○			○	
周南	周南市	徳山町	○	○	○		○	○
	光市	光市			○			○
山口・防府	山口市	山口市	○	○		○	○	○
		徳穂町	○					
		阿東町	○	○				
防府市	防府市			○		○	○	
宇部・小野田	美祢市	美祢市	○	○				
		美東町	○	○				
		秋芳町	○	○				
宇部市	楠町	○	○					
下関	下関市	下関市	○	○	○	○		○
		豊浦町	○					
		豊北町	○	○				○
長門	長門市	長門市	○					
		三隅町	○					
		日置町	○					
		油谷町	○	○				
萩	萩市	萩市	○		○	○		○
		川上村	○	○				○
		田万川町	○	○				○
		むつみ村	○	○				○
		須佐町	○	○				○
		旭栄村	○	○		○		○
	福栄村	○	○				○	
阿武町	阿武町	○					○	

※過疎：過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、離島：離島振興法、山村：山村振興法

表6 へき地診療所・巡回診療、へき地に所在する公的病院一覧

へき地診療所・巡回診療一覧

令和5年7月現在

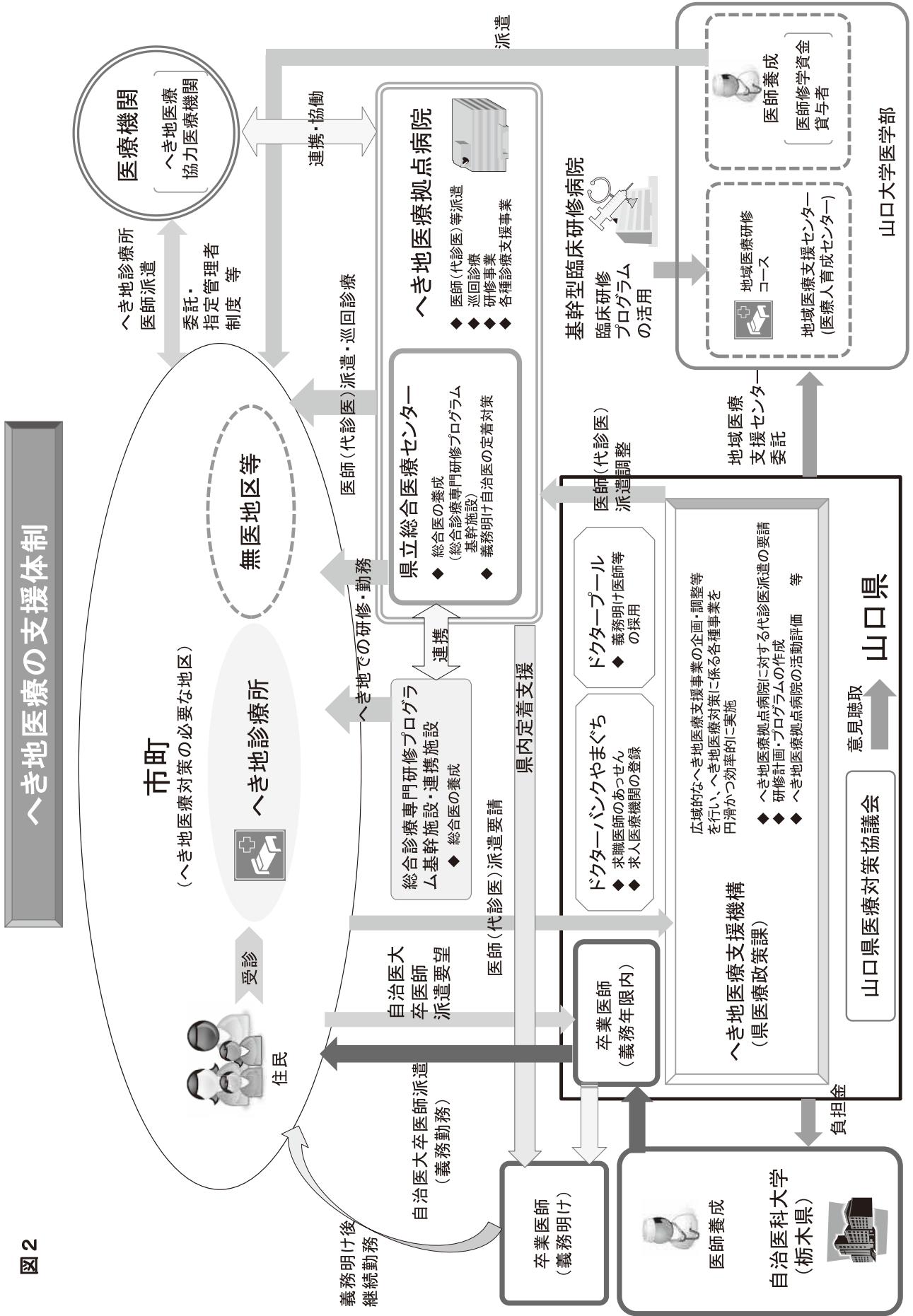
市町名	診療所名 【 】巡回診療	島名	診療日
岩国市	【端島】	端島	月1日
	1)柱島診療所	柱島	月2日
	【黒島】	黒島	月1日
	2)本郷診療所	-	週5日
	3)本郷歯科診療所	-	週2日
	4)周東中田診療所	-	隔週
柳井市	5)錦宇佐診療所	-	月1日
	6)美川歯科診療所	-	週1日
周防大島町	7)平郡診療所	平郡島	週1日
	8)平郡診療所西出張診療所		週1日
周防大島町	9)橋医院	-	週5日
	【情島】	情島	隔週
上関町	10)海のまち診療所	-	週4日
	11)四代診療所	-	月2日
	12)白井田診療所	-	月2日
	13)八島診療所	八島	隔週
	14)祝島診療所	祝島	週2日
	15)歯科診療所	-	週3日
光市	16)歯科診療所祝島出張所	祝島	週1日
	17)牛島診療所	牛島	週1日
周南市	18)鹿野診療所	-	週5日
	19)大津島診療所	大津島	週3日
山口市	20)柚野診療所	-	週1日
	21)串診療所	-	週1日
	22)徳地診療所	-	週6日
	【柚木】	-	週1日
防府市	23)野島診療所	野島	週2日
下関市	【蓋井島】	蓋井島	週1～2日
	24)殿居診療所	-	週3日
	25)角島診療所	-	週3日
	26)島戸診療所	-	週1日
萩市	27)見島診療所	見島	週5日
	28)見島診療所宇津分室		週2日
	見島診療所(歯)		週5日
	29)大島診療所	大島	週4日
	【相島】	相島	週1日
	30)川上診療所	-	週4～5日
	31)むつみ診療所	-	週5日
	32)弥富診療センター	-	週5日
	33)須佐診療センター	-	週4日
	34)明木診療所	-	休止
	35)佐々並診療所	-	週3日
阿武町	36)福川診療所	-	週2日
	37)田万川診療所	-	週3日
阿武町	38)福賀診療所	-	週5日

へき地に所在する公的病院

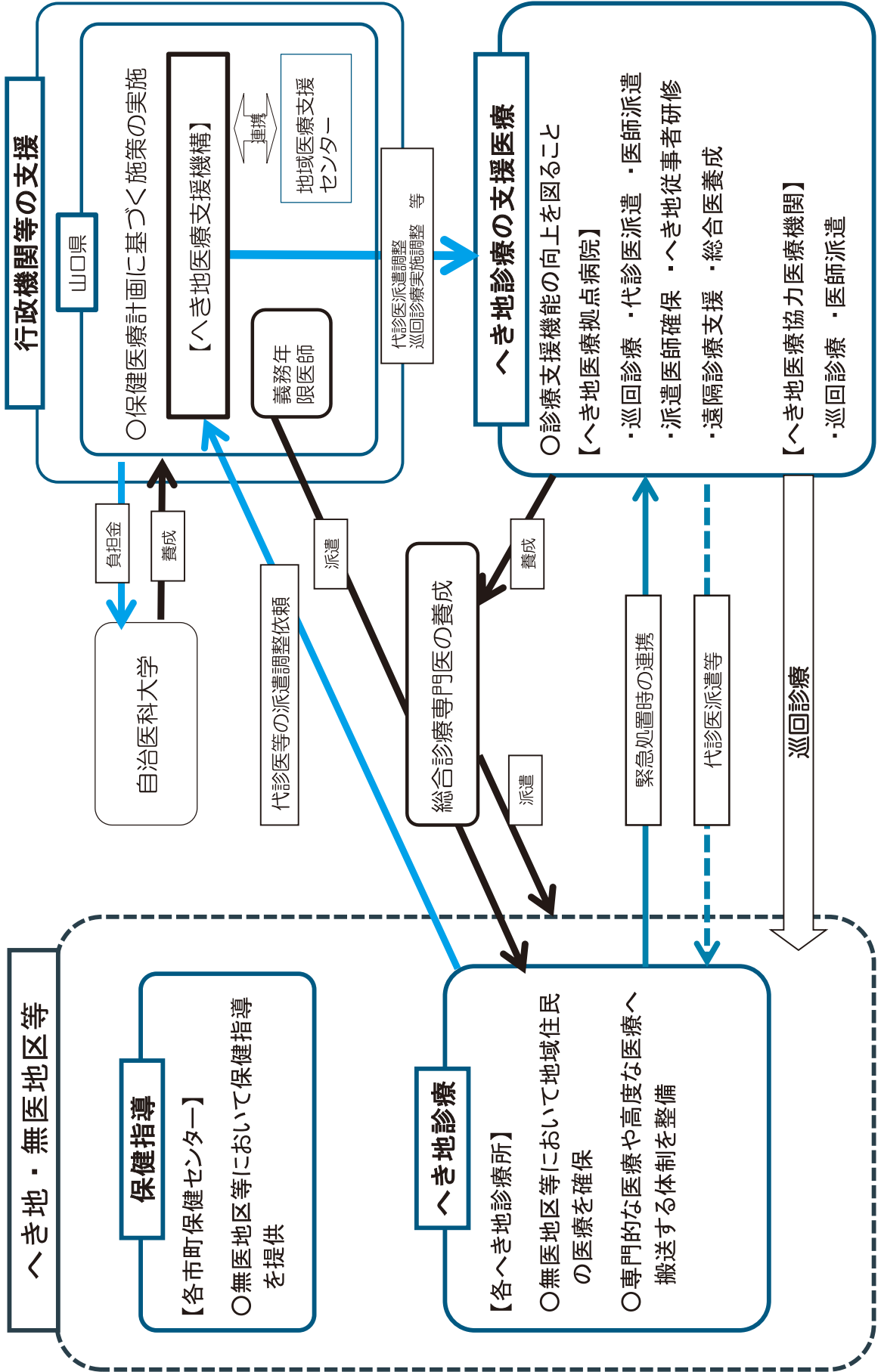
令和5年7月現在

市町名	病院名	許可病床数	所在地域	出張診療先
岩国市	岩国市立美和病院	52	過疎、山村	本郷診療所
	岩国市立錦中央病院	53	過疎、山村	錦宇佐診療所
柳井市	厚生連周東総合病院	360	過疎	
周防大島町	周防大島町立大島病院	99	過疎	
	周防大島町立東和病院	99	過疎	
美祢市	美祢市立病院	126	過疎	
	美祢市立美東病院	100	過疎、山村	
下関市	下関市立豊田中央病院	71	過疎、山村	殿居診療所、角島診療所
	山口県済生会豊浦病院	275	過疎	
萩市	萩市民病院	100	過疎	
長門市	厚生連長門総合病院	305	過疎	

図 2



へき地医療の連携体制



関係者に求められる事項

保健指導	
機能	○ へき地における保健指導の機能
目標	○ 無医地区等において保健指導を提供
求められる事項	○ 保健師等が実施し、必要な保健指導体制が確保できていること ○ 地区の保健衛生状態を十分に把握し、保健所及び最寄りのへき地診療所等との緊密な連携の下に計画的に地区の実情に即した活動を行うこと
関係機関等	○ 各市町保健センター

へき地診療	
機能	○ へき地における診療の機能
目標	○ 無医地区等において、地域住民の医療を確保 ○ 専門的な医療や高度な医療へ搬送する体制を整備
求められる事項	○ プライマリ・ケアが可能な医師等がいること又は巡回診療を実施していること ○ プライマリ・ケアに必要な診療体制、医療機器等を保有していること ○ 緊急の内科的・外科的処置が可能なへき地医療拠点病院等と連携していること ○ へき地医療拠点病院等が実施する職員研修等に計画的に参加していること ○ へき地医療拠点病院と代診医派遣について連携していることが望ましい
関係機関等	○ へき地診療所 ○ 過疎地域等特定診療所 ○ へき地医療拠点病院

へき地診療の支援医療	
機能	○ へき地の診療を支援する医療の機能
目標	○ 診療支援機能の向上を図ること
求められる事項	《へき地医療拠点病院》 ○ 巡回診療等によりへき地における医療を確保すること ○ へき地診療所等への代診医等の派遣（継続的な医師派遣も含む）及び技術指導、援助を実施すること ○ へき地の医療従事者に対する研修の実施及び研究施設を提供すること ○ 遠隔診療等の実施により各種の診療支援を行うこと ○ 24時間365日、医療にアクセスできるよう地域の救急診療を支援すること ○ 巡回診療、医師派遣、代診医派遣を、いずれか月1回以上又は年12回以上実施することが望ましい ○ その他県及び市町がへき地における医療確保のため実施する事業に対して協力すること 《へき地医療協力医療機関》 ○ 巡回診療等によりへき地における医療を確保すること ○ へき地診療所等への代診医等の派遣（継続的な医師派遣も含む）を実施すること ○ その他県及び市町がへき地における医療確保のため実施する事業に対して協力すること
関係機関等	○ へき地医療拠点病院 ○ へき地医療協力医療機関

行政機関等の支援	
機能	○ 行政機関等によるへき地医療の支援機能
目標	○ 保健医療計画に基づく施策を実施
求められる事項	○ 保健医療計画の策定及びそれに基づく施策を実施すること ○ へき地医療支援機構と地域医療支援センターとのより緊密な連携や一体化を進め、へき地の医療体制について、総合的な企画・調整を行うこと
関係機関等	○ 県（へき地医療支援機構）